

2025年農林業センサス  
農林業経営体調査結果概要(確定値)  
〈岩手県〉

令和8年5月  
岩手県ふるさと振興部調査統計課

## 利用上の注意

統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

# 目 次

【調査の概要】	1
【結果の概要】	
1 農林業経営体	10
2 農業経営体	
(1) 組織形態別経営体数（法人化している経営体）	10
(2) 経営耕地面積規模別の農業経営体数	11
(3) 経営耕地面積規模別の経営耕地面積	12
(4) 経営耕地の状況	12
(5) 農産物販売金額規模別の農業経営体数	13
(6) 農産物販売金額1位の部門別経営体数	14
(7) 水稲作付面積規模別の農業経営体数	14
(8) 青色申告を行っている農業経営体数	15
(9) データを活用した農業を行っている農業経営体数	15
(10) 主副業別農業経営体数（個人経営体）	16
(11) 基幹的農業従事者数（個人経営体）	17
3 保有山林面積規模別林業経営体数	18

## 【調査の概要】

### 1 調査の目的

農林業センサスは、統計法に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として、我が国農林業の生産構造及び就業構造等の実態や農山村地域の現状を把握することにより、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国の農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 根拠法令

農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計調査（基幹統計である農林業構造統計を作成するための調査）として実施しており、これに加え、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づいて実施している。

### 3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業 経営体 調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 <sup>(注)</sup>	農林水産省   都道府県   市区町村   統計調査員   調査対象 (農林業経営体)

(注) 試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

### 4 抽出(選定)方法

令和7年2月1日現在の全ての農林業経営体。

### 5 調査事項

- (1) 経営の態様
- (2) 世帯の状況
- (3) 農業労働力
- (4) 経営耕地面積等
- (5) 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- (6) 農産物の販売金額等
- (7) 農作業受託の状況
- (8) 農業経営の特徴
- (9) 農業生産関連事業
- (10) 林業労働力
- (11) 林産物の販売金額等
- (12) 林業作業の受託の状況
- (13) 保有山林面積
- (14) 育林面積等及び素材生産量
- (15) その他農林業経営体の現況

## 6 調査期日

令和7年2月1日現在

## 7 調査の方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)の方法により行った。その際、調査対象から面接調査(他計報告調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査(他計報告調査)の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

## 8 結果の集計

全国、都道府県別及び市区町村別に単純積み上げにより全数集計又は抽出集計を行い、統計表として取りまとめる。

## 9 調査票配布数、有効回答率

	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
全国	864,769	847,031	98.0%
岩手県	28,158	27,735	98.5%

(注1) 「調査票配布数」とは、調査員が訪問し、農林業経営体に該当すると判定できた数である。

(注2) 「有効回答数」とは、「調査票配布数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

## 10 用語の解説

### 【1】農林業経営体

#### 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

① 露地野菜作付面積	15 a
② 施設野菜栽培面積	350 m <sup>2</sup>
③ 果樹栽培面積	10 a
④ 露地花き栽培面積	10 a
⑤ 施設花き栽培面積	250 m <sup>2</sup>
⑥ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
⑦ 肥育牛飼養頭数	1 頭
⑧ 豚飼養頭数	15 頭
⑨ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
⑩ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
⑪ その他	調査期日前1年間における農業生産物の 総販売額50万円に相当する事業の規模

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。)

- (4) 農作業の受託の事業

- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m<sup>3</sup>以上の素材を生産した者に限る。)

#### 農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### 林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

#### 個人経営体

個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

#### 団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

## 【2】組織形態別

### 法人化している経営体(法人経営体)

農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。

### 農事組合法人

農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。

### 会社

次のいずれかに該当するものをいう。

#### 株式会社

会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。  
なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。

#### 合名・合資会社

会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。

#### 合同会社

会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。

#### 相互会社

保険業法(平成7年法律第105号)に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。

### 各種団体

次のいずれかに該当するものをいう。

#### 農協

農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織(経済連等)が該当する。

#### 森林組合

森林組合法(昭和53年法律第36号)に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

#### その他の各種団体

農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社(第3セクター)もここに含める。

### その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。

### 【3】 土地

#### 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地(けい畔を含む田、樹園地及び畑)をいい、自ら所有し耕作している耕地(自作地)と、他から借りて耕作している耕地(借入耕地)の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

#### 経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地(借入耕地)とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地(借り受けた側の経営耕地)とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地(借入耕地)とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地(借入耕地)とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作(出作)している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

#### 耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ(斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。)、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。  
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしなかった。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。  
また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法(昭和27年法律第229号)第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地(いわゆる造成草地)も耕地とした。  
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした(刈敷程度は肥培管理とみなさない。)

## 田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。  
水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田(もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地)も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。  
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいでいる土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

## 畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。  
なお、焼畑、切替畑(林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑)など不安定な土地も畑とした。

## 樹園地

木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの(一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。)で肥培管理している土地をいう。  
花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。  
なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。

## 【4】 農業生産

### 販売目的の作物

販売を目的で作付け(栽培)した作物であり、自給用のみを作付け(栽培)した場合は含まない。

また、販売目的で作付け(栽培)したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。

### 作付面積

は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。

## 【5】 農産物の販売

### 農産物販売金額

肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額(消費税を含む。)をいう。

## 【6】 農業経営の取組

### 青色申告

不動産所得、事業所得、山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。

### 正規の簿記

損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式(一般的には複式簿記)を行っている場合をいう。

### 簡易簿記

「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。

### 現金主義

現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。

### 農業経営を行うためにデータを活用

効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報(紙媒体、電子媒体を含む。))を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。

#### 気象・市況等のデータを見て農業

新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。

#### 農作業履歴等のデータをパソコン等で記録

パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録(農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。)することをいう。

## **機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析**

土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。

## **データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用**

データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。

- (1) 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。
- (2) 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農代行サービスを利用すること。
- (3) 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導(土壌診断に基づく施肥設計等)を受けること。

## **【7】 個人経営体**

### **ア 農業所得依存度別(旧主副業別)**

#### **主業経営体**

農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

#### **準主業経営体**

農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

#### **副業的経営体**

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

### **イ 農業従事者等**

#### **基幹的農業従事者**

自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。

#### **農業専従者**

調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

## 【8】 林業経営体

### 所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地(半永久的に利用できる区域)があれば、それも含む。

### 貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収(土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの)させている山林をいう。

### 借入山林

山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地(何年間かで利用できる区域が変更されるもの)があれば、それも含む。

### 保有山林

自らが林業経営に利用できる(している)山林をいう。

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

## 【結果の概要】

### 1 農林業経営体

農林業経営体数は27,735経営体で、5年前に比べ8,451経営体(23.4%)減少した。  
また、このうち農業経営体は27,128経営体で、8,252経営体(23.3%)減少した。

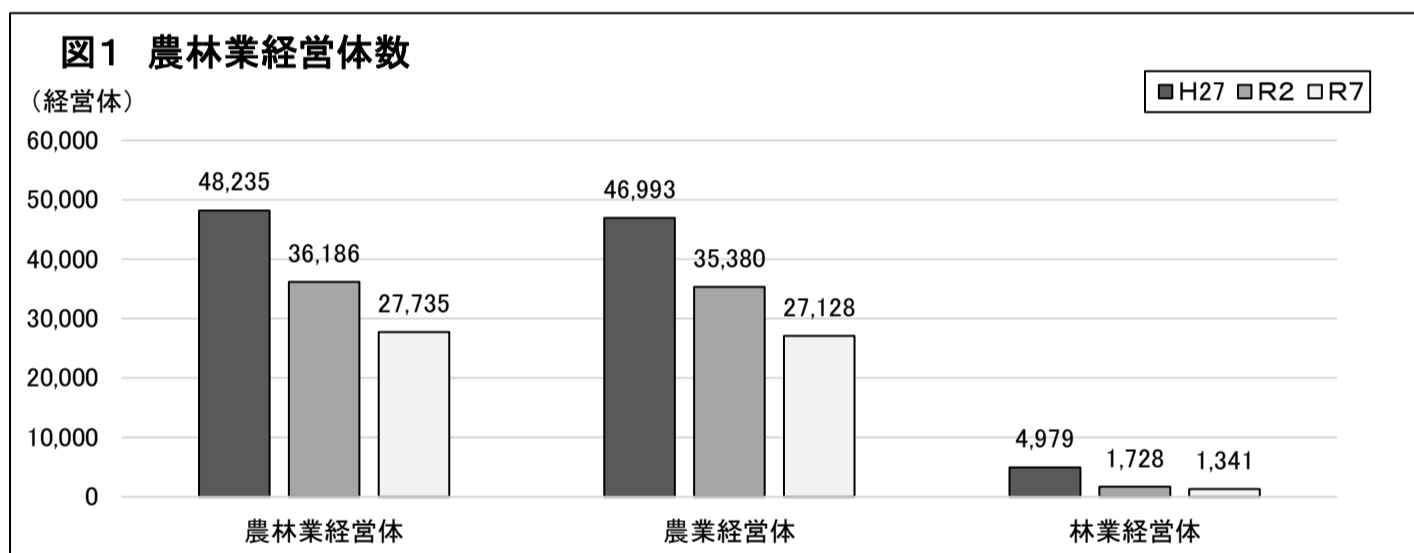
表1 農林業経営体数

単位:経営体、%

		農林業経営体		農業経営体		林業経営体	
				個人経営体		個人経営体	
H27		48,235	46,993	45,598	4,979	4,578	
R2		36,186	35,380	34,133	1,728	1,435	
R7		27,735	27,128	25,906	1,341	1,093	
増減数	R2/H27	▲ 12,049	▲ 11,613	▲ 11,465	▲ 3,251	▲ 3,143	
	R7/R2	▲ 8,451	▲ 8,252	▲ 8,227	▲ 387	▲ 342	
増減率	R2/H27	▲ 25.0	▲ 24.7	▲ 25.1	▲ 65.3	▲ 68.7	
	R7/R2	▲ 23.4	▲ 23.3	▲ 24.1	▲ 22.4	▲ 23.8	

(注1) 農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体があるため、農業経営体数と林業経営体数の合計と農林業経営体数は一致しない。

(注2) 個人経営体とは、個人(世帯)で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。



### 2 農業経営体

#### (1) 組織形態別経営体数(法人化している経営体)

農業経営体のうち、法人化している経営体は899経営体で、5年前に比べ59経営体(7.0%)増加した。  
これを組織形態別にみると、株式会社が499経営体で最も多く、次いで農事組合法人が295経営体となっている。  
また5年前と比べ、各種団体及びその他の法人以外の組織形態で増加した。

表2 組織形態別経営体数(法人化している経営体)

単位:経営体、%

		計	農事組合法人	株式会社	合名・合資会社	合同会社	各種団体	その他の法人
H27		817	189	402	6	13	190	17
R2		840	288	391	1	23	63	74
R7		899	295	499	2	36	38	29
増減数	R2/H27	23	99	▲ 11	▲ 5	10	▲ 127	57
	R7/R2	59	7	108	1	13	▲ 25	▲ 45
増減率	R2/H27	2.8	52.4	▲ 2.7	▲ 83.3	76.9	▲ 66.8	335.3
	R7/R2	7.0	2.4	27.6	100.0	56.5	▲ 39.7	▲ 60.8

(注) 各種団体は、農協、森林組合、農業共済組合、農業関係団体などであること。

(2) 経営耕地面積規模別の農業経営体数

農業経営体を経営耕地面積規模別にみると、5年前に比べ10.0～20.0ha未満層、30.0～50.0ha未満層及び100.0ha以上層で農業経営体数が増加した。

表3 経営耕地面積規模別の農業経営体数

単位:経営体、%

		計	0.3ha未満	0.3～0.5ha 未満	0.5～1.0ha 未満	1.0～1.5ha 未満	1.5～2.0ha 未満	2.0～3.0ha 未満
H27		46,993	1,657	7,168	13,168	7,732	4,985	5,115
R2		35,380	1,710	5,241	9,243	5,645	3,503	3,800
R7		27,128	1,549	3,617	6,644	4,081	2,706	2,980
増減数	R2/H27	▲ 11,613	53	▲ 1,927	▲ 3,925	▲ 2,087	▲ 1,482	▲ 1,315
	R7/R2	▲ 8,252	▲ 161	▲ 1,624	▲ 2,599	▲ 1,564	▲ 797	▲ 820
増減率	R2/H27	▲ 24.7	3.2	▲ 26.9	▲ 29.8	▲ 27.0	▲ 29.7	▲ 25.7
	R7/R2	▲ 23.3	▲ 9.4	▲ 31.0	▲ 28.1	▲ 27.7	▲ 22.8	▲ 21.6

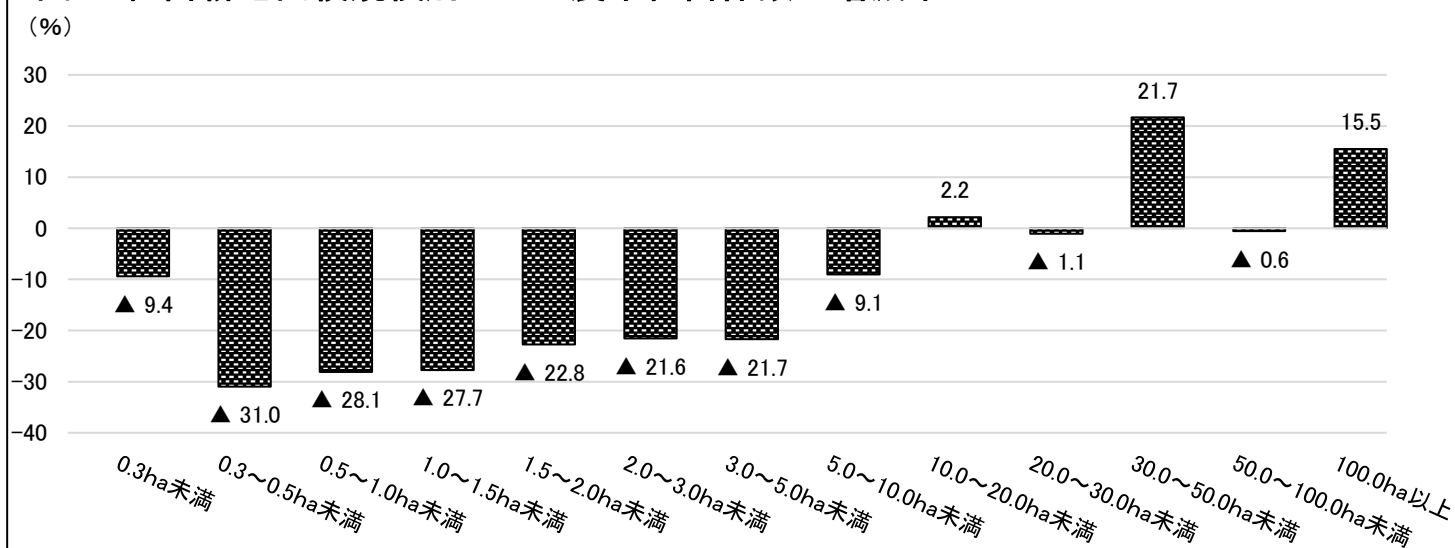
  

		3.0～5.0ha 未満	5.0～10.0ha 未満	10.0～20.0ha 未満	20.0～30.0ha 未満	30.0～50.0ha 未満	50.0～100.0ha 未満	100.0ha以上
H27		3,430	2,094	926	287	214	159	58
R2		2,741	1,834	925	284	226	170	58
R7		2,146	1,668	945	281	275	169	67
増減数	R2/H27	▲ 689	▲ 260	▲ 1	▲ 3	12	11	0
	R7/R2	▲ 595	▲ 166	20	▲ 3	49	▲ 1	9
増減率	R2/H27	▲ 20.1	▲ 12.4	▲ 0.1	▲ 1.0	5.6	6.9	0.0
	R7/R2	▲ 21.7	▲ 9.1	2.2	▲ 1.1	21.7	▲ 0.6	15.5

(注1) 0.3ha未満には「経営耕地なし」も含む。

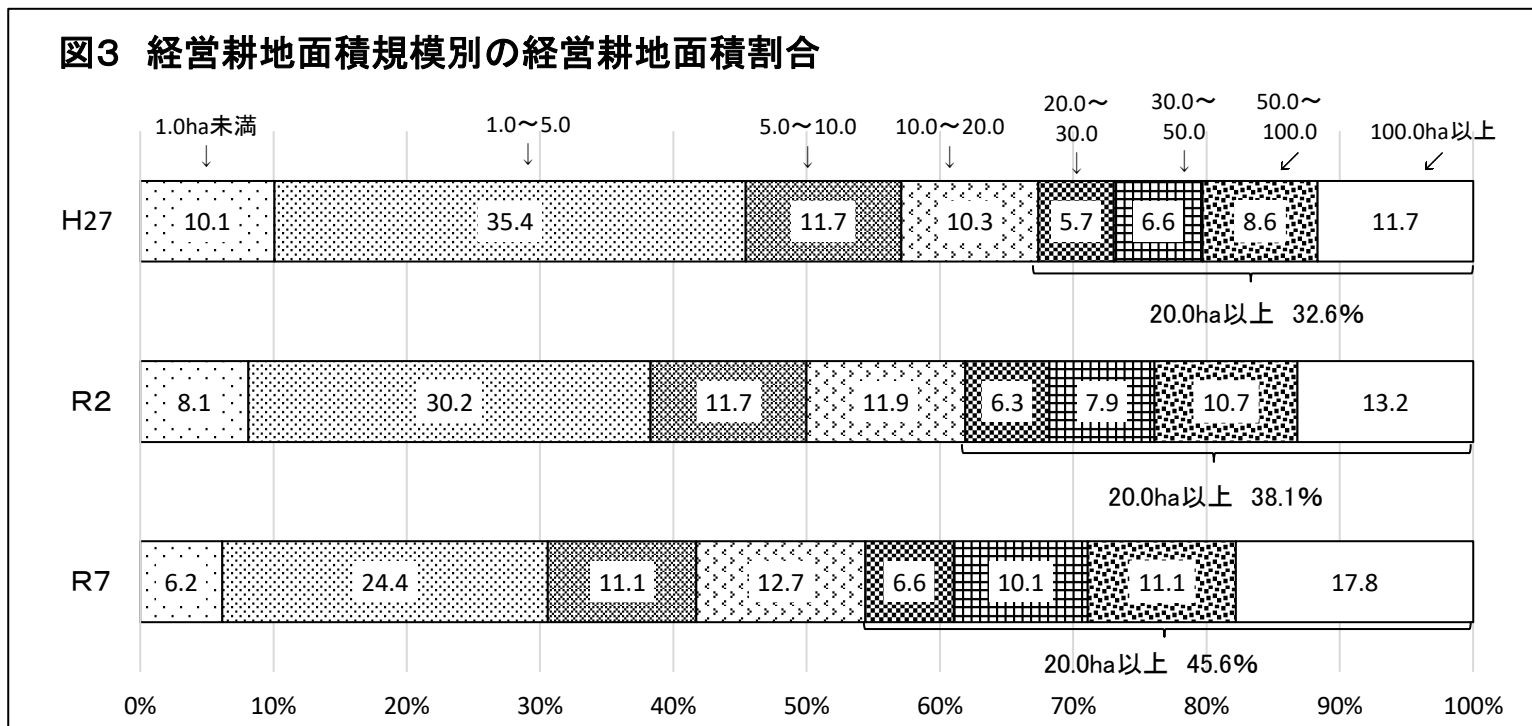
(注2) 例として「0.3～0.5ha未満」とは、0.3以上0.5未満を指す(0.3は含み、0.5は含まない)。

図2 経営耕地面積規模別にみた農業経営体数の増減率



(3) 経営耕地面積規模別の経営耕地面積

農業経営体の経営耕地面積を規模別にみると、20.0ha以上の農業経営体の経営耕地面積が全体の45.6%を占め、5年前に比べて7.5ポイント上昇した。



(注)「1.0ha未満」には経営耕地面積なしを含まない。

(4) 経営耕地の状況

農業経営体の経営耕地を耕地種類別にみると、田が66,939ha、畑が32,204ha、樹園地が2,052haで、5年前に比べそれぞれ4,138ha(5.8%)、581ha(1.8%)、352ha(14.6%)減少した。

経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの経営耕地面積は3.8haで、5年前に比べ0.7ha(22.6%)増加した。

借入耕地面積は51,194haで、5年前に比べ6,391ha(14.3%)増加した。

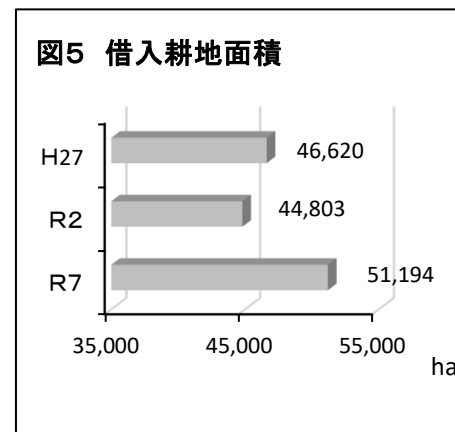
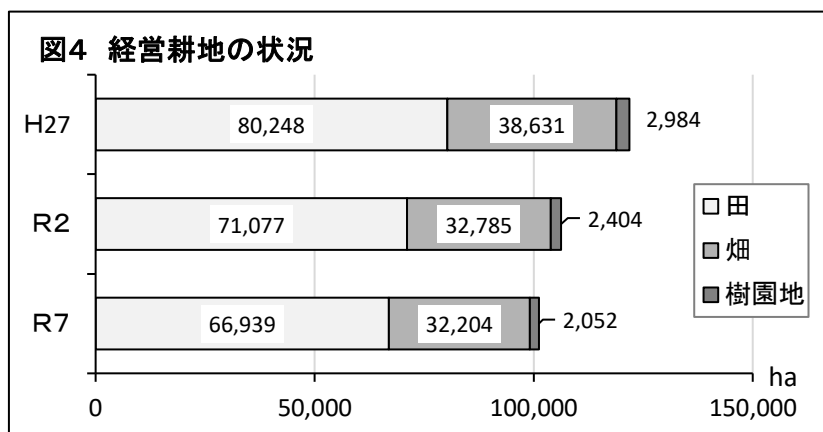
表4 経営耕地の状況

単位: ha、%

		経営耕地			1経営体当たりの経営耕地面積	
		総面積	田の面積	畑の面積		樹園地の面積
	H27	121,863	80,248	38,631	2,984	2.6
	R2	106,267	71,077	32,785	2,404	3.1
	R7	101,195	66,939	32,204	2,052	3.8
増減数	R2/H27	▲ 15,596	▲ 9,171	▲ 5,846	▲ 580	0.5
	R7/R2	▲ 5,072	▲ 4,138	▲ 581	▲ 352	0.7
増減率	R2/H27	▲ 12.8	▲ 11.4	▲ 15.1	▲ 19.4	17.7
	R7/R2	▲ 4.8	▲ 5.8	▲ 1.8	▲ 14.6	22.6

表5 借入耕地の状況 単位: ha、%

	借入耕地面積	
H27	46,620	
R2	44,803	
R7	51,194	
増減数	R2/H27	▲ 1,817
	R7/R2	6,391
増減率	R2/H27	▲ 3.9
	R7/R2	14.3



(5) 農産物販売金額規模別の農業経営体数

農業経営体を農産物販売金額規模別にみると、100～300万円未満層が7,374経営体と最も多く、次いで50万円未満層が5,440経営体となっている。

なお、5年前に比べると5,000万～1億円未満層及び3億円以上層で農業経営体数が増加した。

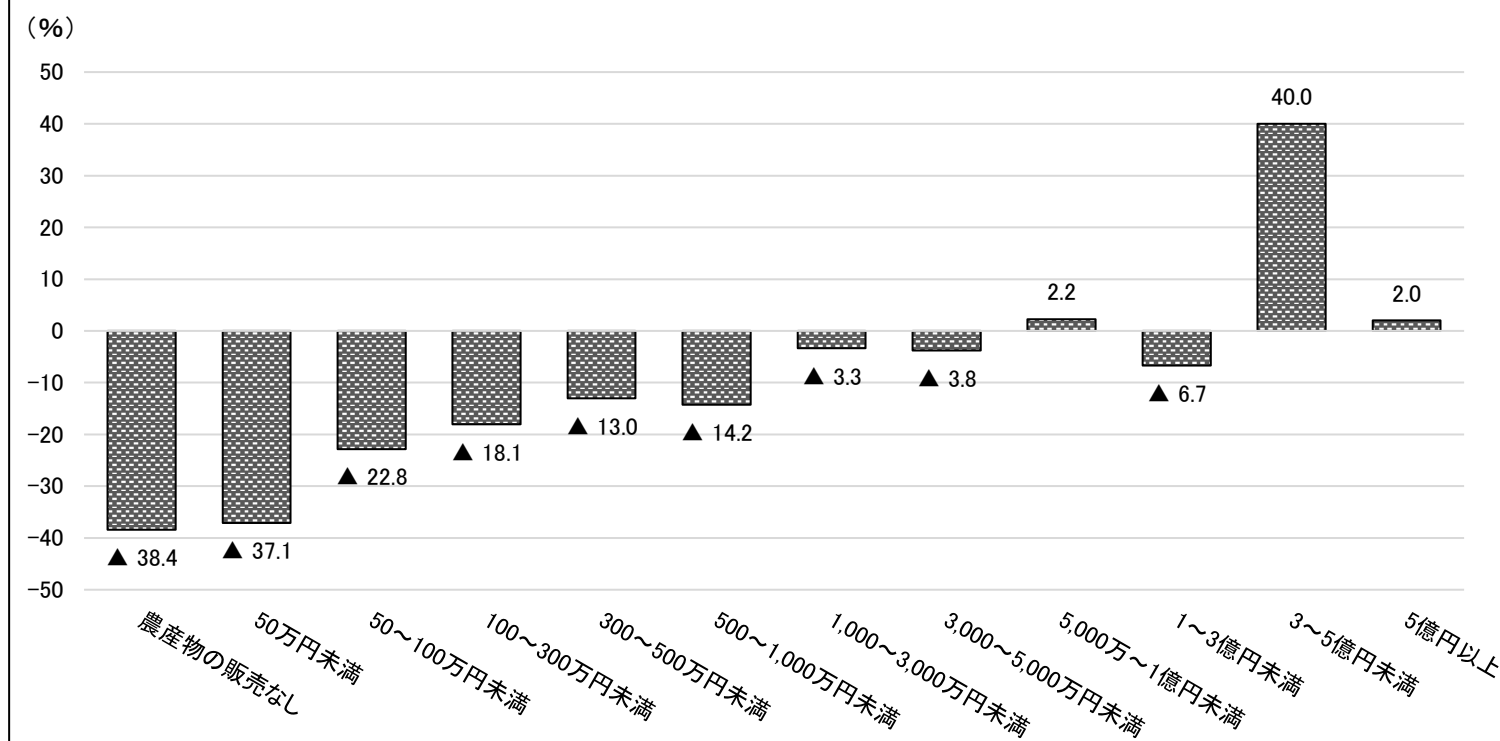
表6 農産物販売金額規模別の農業経営体数

単位：経営体、%

		計	農産物の販売 なし	50万円未満	50～100万円 未満	100～300万円 未満	300～500万円 未満	500～1,000万 円未満
H27		46,993	5,505	14,997	8,402	10,236	2,877	2,530
R2		35,380	2,748	8,647	6,783	9,000	2,970	2,587
R7		27,128	1,692	5,440	5,235	7,374	2,583	2,219
増減数	R2/H27	▲ 11,613	▲ 2,757	▲ 6,350	▲ 1,619	▲ 1,236	93	57
	R7/R2	▲ 8,252	▲ 1,056	▲ 3,207	▲ 1,548	▲ 1,626	▲ 387	▲ 368
増減率	R2/H27	▲ 24.7	▲ 50.1	▲ 42.3	▲ 19.3	▲ 12.1	3.2	2.3
	R7/R2	▲ 23.3	▲ 38.4	▲ 37.1	▲ 22.8	▲ 18.1	▲ 13.0	▲ 14.2

		1,000～3,000 万円未満	3,000～5,000 万円未満	5,000万～1億 円未満	1～3億円未満	3～5億円未満	5億円以上
H27		1,619	385	250	123	26	43
R2		1,675	423	313	149	35	50
R7		1,619	407	320	139	49	51
増減数	R2/H27	56	38	63	26	9	7
	R7/R2	▲ 56	▲ 16	7	▲ 10	14	1
増減率	R2/H27	3.5	9.9	25.2	21.1	34.6	16.3
	R7/R2	▲ 3.3	▲ 3.8	2.2	▲ 6.7	40.0	2.0

図6 農産物販売金額規模別経営体数の増減率



(6) 農産物販売金額1位の部門別経営体数

農業経営体を農産物販売金額1位の部門別にみると、稲作が16,778経営体と最も多く、次いで露地野菜の1,840経営体、肉用牛の1,619経営体の順となっている。

表7 農産物販売金額1位の部門別経営体数

単位：経営体、%

		計	稲作	麦類作	雑穀・ いも類・ 豆類	工芸 農作物	露地野菜	施設野菜	果樹類
H27		41,488	26,366	90	545	1,204	3,081	1,682	2,179
R2		32,632	20,861	55	386	807	2,374	1,242	1,836
R7		25,436	16,778	50	256	406	1,840	943	1,546
増減数	R2/H27	▲ 8,856	▲ 5,505	▲ 35	▲ 159	▲ 397	▲ 707	▲ 440	▲ 343
	R7/R2	▲ 7,196	▲ 4,083	▲ 5	▲ 130	▲ 401	▲ 534	▲ 299	▲ 290
増減率	R2/H27	▲ 21.3	▲ 20.9	▲ 38.9	▲ 29.2	▲ 33.0	▲ 22.9	▲ 26.2	▲ 15.7
	R7/R2	▲ 22.1	▲ 19.6	▲ 9.1	▲ 33.7	▲ 49.7	▲ 22.5	▲ 24.1	▲ 15.8

		花き・ 花木	その他の 作物	酪農	肉用牛	養豚	養鶏	養蚕	その他の 畜産
H27		1,024	620	982	3,326	88	247	7	47
R2		773	596	780	2,552	78	218	4	70
R7		600	519	576	1,619	52	187	-	64
増減数	R2/H27	▲ 251	▲ 24	▲ 202	▲ 774	▲ 10	▲ 29	▲ 3	23
	R7/R2	▲ 173	▲ 77	▲ 204	▲ 933	▲ 26	▲ 31	-	▲ 6
増減率	R2/H27	▲ 24.5	▲ 3.9	▲ 20.6	▲ 23.3	▲ 11.4	▲ 11.7	▲ 42.9	48.9
	R7/R2	▲ 22.4	▲ 12.9	▲ 26.2	▲ 36.6	▲ 33.3	▲ 14.2	-	▲ 8.6

(7) 水稲作付面積規模別の農業経営体数

販売目的で水稲を作付けした農業経営体数は20,446経営体で、5年前に比べ6,826経営体(25.0%)減少した。水稲作付面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、5年前に比べ10.0ha未満の各層では減少しているものの、10.0ha以上層では増加した。

表8 水稲作付面積規模別の農業経営体数

単位：経営体、%

		計	1.0ha未満	1.0~2.0ha 未満	2.0~3.0ha 未満	3.0~5.0ha 未満	5.0~10.0ha 未満	10.0~15.0ha 未満	15.0ha以上
H27		34,627	22,411	7,362	2,174	1,373	801	192	314
R2		27,272	16,090	6,104	2,108	1,418	908	252	392
R7		20,446	11,000	4,790	1,716	1,290	906	298	446
増減数	R2/H27	▲ 7,355	▲ 6,321	▲ 1,258	▲ 66	45	107	60	78
	R7/R2	▲ 6,826	▲ 5,090	▲ 1,314	▲ 392	▲ 128	▲ 2	46	54
増減率	R2/H27	▲ 21.2	▲ 28.2	▲ 17.1	▲ 3.0	3.3	13.4	31.3	24.8
	R7/R2	▲ 25.0	▲ 31.6	▲ 21.5	▲ 18.6	▲ 9.0	▲ 0.2	18.3	13.8

(8) 青色申告を行っている農業経営体数

青色申告を行っている農業経営体数は11,326経営体で、5年前に比べ335経営体(2.9%)減少した。  
このうち、正規の簿記を行っている農業経営体数は5,047経営体で85経営体(1.7%)増加、簡易簿記を行っている農業経営体は5,249経営体で276経営体(5.0%)減少した。

表9 青色申告を行っている農業経営体数

単位:経営体、%

	計	青色申告を行っている				青色申告を行っていない	
		小計	正規の簿記	簡易簿記	現金主義		
R2	35,380	11,661	4,962	5,525	1,174	23,719	
R7	27,128	11,326	5,047	5,249	1,030	15,802	
構成比	R2	100.0	33.0	14.0	15.6	3.3	67.0
	R7	100.0	41.8	18.6	19.3	3.8	58.2
増減数	R7/R2	▲ 8,252	▲ 335	85	▲ 276	▲ 144	▲ 7,917
増減率	R7/R2	▲ 23.3	▲ 2.9	1.7	▲ 5.0	▲ 12.3	▲ 33.4

(注)正規の簿記とは、損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式(一般的には複式簿記)を行っている場合をいう。

(9) データを活用した農業を行っている農業経営体数

データ(気象状況、市況、農作業履歴、生育状況等の情報)を活用した農業を行っている農業経営体数は11,345経営体で、農業経営体に占める割合は41.8%となった。

表10 データを活用した農業を行っている農業経営体数

単位:経営体、%

	計	データを活用した農業を行っている(複数回答)					データを活用した農業を行っていない
		小計(実数)	気象・市況等のデータを見て農業	農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得し分析	データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	
総数	27,128	11,345	10,373	2,880	495	1,272	15,783
構成比	100.0	41.8	38.2	10.6	1.8	4.7	58.2

(注)データを活用した農業とは、効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ(気象状況、市況、生産履歴、生育状況などの情報(紙媒体、電子媒を含む。))を活用することをいう。

(10) 主副業別農業経営体数(個人経営体)

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は5,154経営体で5年前に比べ1,580経営体(23.5%)の減少、準主業経営体は3,382経営体で2,574経営体(43.2%)の減少、副業的経営体は17,370経営体で4,073経営体(19.0%)減少した。

また、主業経営体のうち、65歳未満の農業専従者がいる経営体は4,008経営体で1,487経営体(27.1%)減少、準主業経営体のうち、65歳未満の農業専従者がいる経営体は1,218経営体で1,240経営体(50.4%)減少した。

表11 主副業別農業経営体数(個人経営体)

単位:経営体、%

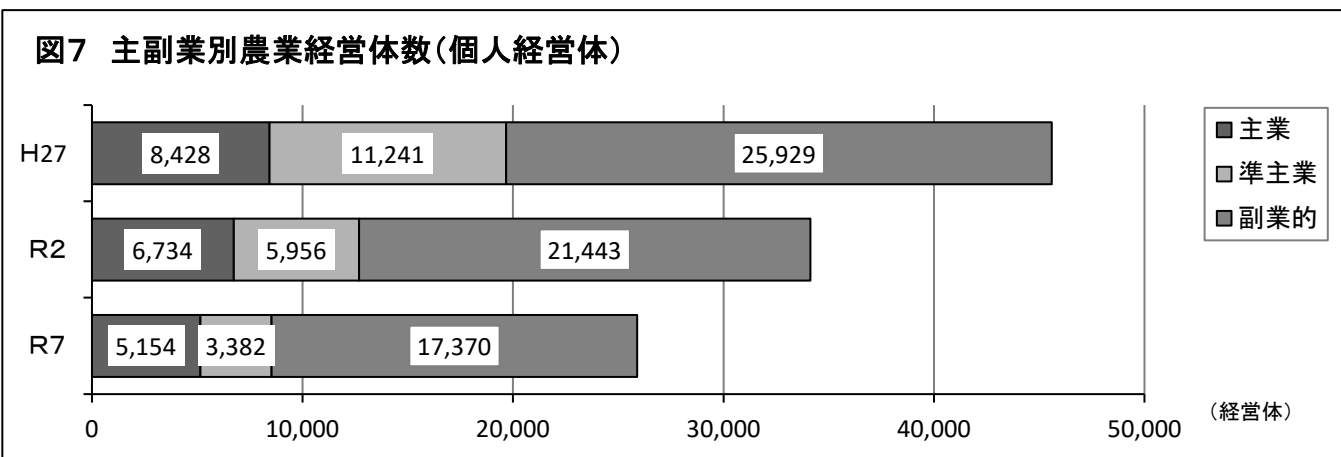
		計		主業		準主業		副業的
				65歳未満の農業専従者がいる		65歳未満の農業専従者がいる		
	H27	45,598	8,428	6,844	11,241	4,450	25,929	
	R2	34,133	6,734	5,495	5,956	2,458	21,443	
	R7	25,906	5,154	4,008	3,382	1,218	17,370	
増減数	R2/H27	▲ 11,465	▲ 1,694	▲ 1,349	▲ 5,285	▲ 1,992	▲ 4,486	
	R7/R2	▲ 8,227	▲ 1,580	▲ 1,487	▲ 2,574	▲ 1,240	▲ 4,073	
増減率	R2/H27	▲ 25.1	▲ 20.1	▲ 19.7	▲ 47.0	▲ 44.8	▲ 17.3	
	R7/R2	▲ 24.1	▲ 23.5	▲ 27.1	▲ 43.2	▲ 50.4	▲ 19.0	

(注)① 主業経営体とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

② 準主業経営体とは、農外所得が主(世帯所得の50%未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。

③ 副業的経営体とは、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

図7 主副業別農業経営体数(個人経営体)



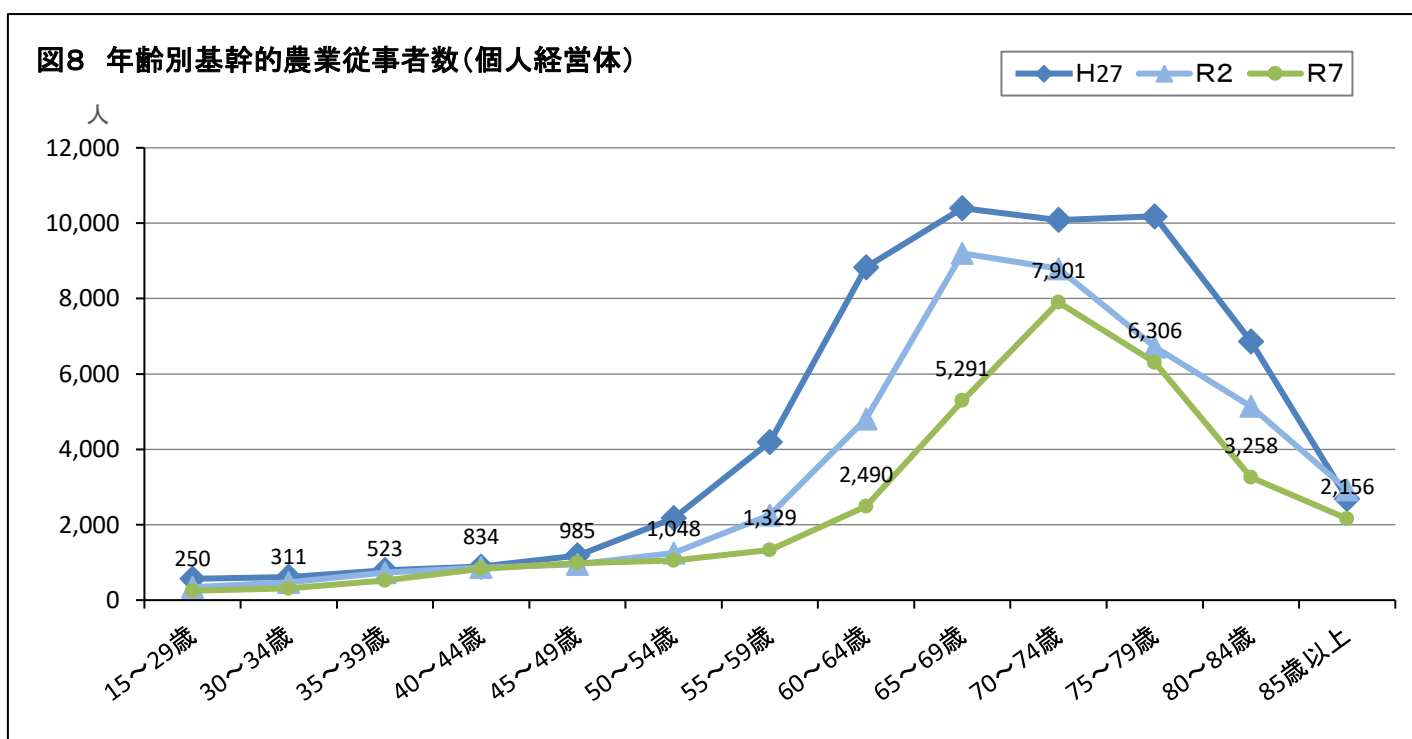
(11) 基幹的農業従事者数(個人経営体)

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者は32,682人で、5年前に比べ11,776人(26.5%)減少した。これを年齢階層別にみると、70～74歳層が7,901人で最も多く、次いで75～79歳層の6,306人、65～69歳の5,291人の順となっている。  
また、45～49歳層は985人で3.6%増加、これ以外の階層は減少した。

表12 基幹的農業従事者数(個人経営体)

	男女計	男女		年齢階層別						
		男	女	15～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	
H27	59,471	31,481	27,990	567	615	796	890	1,184	2,173	
R2	44,458	25,255	19,203	343	468	730	863	951	1,251	
R7	32,682	19,953	12,729	250	311	523	834	985	1,048	
増減数	R2/H27	▲ 15,013	▲ 6,226	▲ 8,787	▲ 224	▲ 147	▲ 66	▲ 27	▲ 233	▲ 922
	R7/R2	▲ 11,776	▲ 5,302	▲ 6,474	▲ 93	▲ 157	▲ 207	▲ 29	▲ 34	▲ 203
増減率	R2/H27	▲ 25.2	▲ 19.8	▲ 31.4	▲ 39.5	▲ 23.9	▲ 8.3	▲ 3.0	▲ 19.7	▲ 42.4
	R7/R2	▲ 26.5	▲ 21.0	▲ 33.7	▲ 27.1	▲ 33.5	▲ 28.4	▲ 3.4	3.6	▲ 16.2

	年齢階層別							平均年齢(歳)	
	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上		
H27	4,194	8,833	10,398	10,084	10,183	6,864	2,690	68.3	
R2	2,261	4,807	9,200	8,795	6,717	5,142	2,930	69.0	
R7	1,329	2,490	5,291	7,901	6,306	3,258	2,156	69.4	
増減数	R2/H27	▲ 1,933	▲ 4,026	▲ 1,198	▲ 1,289	▲ 3,466	▲ 1,722	240	0.7
	R7/R2	▲ 932	▲ 2,317	▲ 3,909	▲ 894	▲ 411	▲ 1,884	▲ 774	0.4
増減率	R2/H27	▲ 46.1	▲ 45.6	▲ 11.5	▲ 12.8	▲ 34.0	▲ 25.1	8.9	1.0
	R7/R2	▲ 41.2	▲ 48.2	▲ 42.5	▲ 10.2	▲ 6.1	▲ 36.6	▲ 26.4	0.6



(注) 基幹的農業従事者とは、自営業を主な仕事としている世帯員をいう。

### 3 保有山林面積規模別林業経営体数

林業経営体を保有山林面積規模別にみると、5～10ha未満層が295経営体と最も多く、次いで10～20ha未満層の267経営体、3～5ha未満層の206経営体の順となっている。

また、5年前に比べ500～1,000ha未満層は増加したが、それ以外の階層では減少した。

表13 保有山林面積規模別林業経営体数

		計	3ha未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～20ha 未満	20～30ha 未満	30～50ha 未満
H27		4,979	128	1,232	1,320	1,066	472	349
R2		1,728	99	275	382	369	151	171
R7		1,341	91	206	295	267	142	114
増減数	R2/H27	▲ 3,251	▲ 29	▲ 957	▲ 938	▲ 697	▲ 321	▲ 178
	R7/R2	▲ 387	▲ 8	▲ 69	▲ 87	▲ 102	▲ 9	▲ 57
増減率	R2/H27	▲ 65.3	▲ 22.7	▲ 77.7	▲ 71.1	▲ 65.4	▲ 68.0	▲ 51.0
	R7/R2	▲ 22.4	▲ 8.1	▲ 25.1	▲ 22.8	▲ 27.6	▲ 6.0	▲ 33.3

		50～100 ha未満	100～500ha 未満	500～1,000 ha未満	1,000 ha以上
H27		229	142	20	21
R2		135	106	19	21
R7		91	94	25	16
増減数	R2/H27	▲ 94	▲ 36	▲ 1	0
	R7/R2	▲ 44	▲ 12	6	▲ 5
増減率	R2/H27	▲ 41.0	▲ 25.4	▲ 5.0	0.0
	R7/R2	▲ 32.6	▲ 11.3	31.6	▲ 23.8

(注)3ha未満には「保有山林なし」も含む。